

# BCP（新型インフルエンザ等 感染症対策版）

株式会社GVPマネジメント

ひかりケアステーション

令和7年3月4日改定（令和5年10月1日作成）

## - 目 次 -

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 《目的》           | 1 |
| 2 《リスクの想定》       | 2 |
| 2.1（想定する自然災害）    | 2 |
| 2.2（被害想定）        | 2 |
| 3 《BCPの発動条件》     | 2 |
| 4 《BCPの発動時の組織体制》 | 2 |
| 5 《予防対策》         | 3 |
| 6 《感染者対策》        | 3 |
| 7 《復旧に向けた対応》     | 3 |
| 8 《BCPの運用》       | 3 |

### 《本計画に関する書類について》

本計画は下記の書類全体で一つのマニュアルであると定義する

- ・ 本計画書
- ・ 簡易版BCPシート（感染症対策版）・・・以下、「簡易版」という
- ・ 備蓄物資管理表（感染症対策版）・・・以下、「備蓄管理表」という
- ・ 業務分類（優先業務の選定）（感染症対策版）

## 1 《目的》

ひかりケアステーション（以下、「当事業所」という）が、新型インフルエンザ等が地域内で発生した場合においても、サービス提供を継続する為に、当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるように準備すべき事項を定める。

※但し、実施にあたっては人命の保護を最優先とし、自らを危険にさらしてまで実施を求めるものではない。

## 2 《リスクの想定》

### 2.1（想定する感染症等）

本計画で想定する感染症等は以下の通りとする。

- ①新型コロナウイルス
- ②新型インフルエンザ

### 2.2（被害想定）

#### ①会社への影響

##### ■人

- ・感染症の蔓延により、一部の従業員やその家族が感染する。
- ・従業員やその家族の感染により、一部の従業員が出社できなくなる。

##### ■お金

- ・サービス提供停止、従業員の稼働率の低下などで事業が停止してしまい、売り上げがなくなる。
- ・会社の運営資金（給与、賃貸料など）などの復旧資金が必要となる。"

## 3 《BCPの発動条件》

BCPの発動基準を満たす感染症等が発生した場合、安全確認並びに業務の継続に必要な対応や、感染状況等を確認する。

発動する条件は以下のとおりとする。

- ①自動発動：国、大阪府、市町村（サービスの通常運営地域内）の緊急事態宣言の発出

## 4 《BCPの発動時の組織体制》

緊急事態となった際の責任者、従業員間の連絡方法を定める。

（※簡易版に記載）

## 5 《予防対策》

感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策として、情報収集と社内への情報提供、感染症に関する社外への情報発信、健康管理の徹底、事務所への立入制限、対人距離の確保、社内設備の消毒、勤務体制の変更、出張や外出の制限、事業の縮小又は拡大等、及び事業継続に必要な物資・サービスの確保の対応を定める。

（※簡易版に記載）

（※BCPを発動していない、平時の予防対策は別紙:感染対策マニュアルについて-訪問系に記載）

## 6 《感染者対策》

自社や関連機関において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策として、従業員に感染の疑いがある場合、従業員が感染した場合、従業員の同居の家族に感染の疑いがある場合、従業員の同居の家族が感染した場合、関連機関において感染者が発生した場合、事業の縮小等の対応を定める。

(※簡易版に記載)

## 7 《復旧に向けた対応》

感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策、すなわち、事業の再開、臨時態勢の維持、協調的な関連機関の確立を定める。

(※簡易版に記載する)

## 8 《BCPの運用》

■BCPの実効性を確保するために、以下の基準に基づきBCPの見直しを行う。

- ・行政の指導により管理方法などに大幅な変更があった場合、人事異動などがあった場合は、BCPを見直す必要があるか検討を行い、その必要があれば即座にその変更をBCPに反映する。
- ・毎年1回以上、問題点をチェックし、必要に応じて見直しをする。